

社会福祉法人希望園

定 款

社会福祉法人希望園 定 款

第 一 章 総 則

（目 的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第一種社会福祉事業

（イ）障害者支援施設の経営

（2）第二種社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業の経営

（ロ）相談支援事業の経営

（名 称）

第二条 この法人は、社会福祉法人希望園という。

（経営の原則等）

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の日常生活又は社会生活上の支援を要する者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条 この法人の事務所を福井県大野市篠座79号53番地に置く。

第 二 章 評 議 員

（評議員の定数）

第五条 この法人に評議員7名以上9名以内（第一五条に定める理事の数を常に超えるものとする。）を置く。

（評議員の選任及び解任）

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任および不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期と定年)

第七条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

4 評議員が任期中に満80歳に達している場合は、その任期が満了する会計年度の定時評議員会をもって定年とし、再選はしないものとする。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が150,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評 議 員 会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事ならびに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会に議長を置き、その議長はその都度評議員の互選で定める。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員から選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第 四 章 役 員 及 び 職 員

(役員の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名の業務執行理事を置くことができる。

(役員の選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期と定年)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 役員が任期中に満80歳に達している場合は、その任期が満了する会計年度の定時評議員会をもって定年とし、再選はしないものとする。

(役員の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 五 章 理 事 会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の職務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会には議長を置き、議長はその都度理事の互選で定める。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令にて定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事が記名押印する。

第 六 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大野市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大野市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 七 章 解 散

(解 散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 八 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大野市長の認可（社会福祉法第四五条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大野市長に届け出なければならない。

第 九 章 公 告 の 方 法 そ の 他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人希望園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	鮎 川 正
理 事	猪野毛 一 雄
理 事	尾 崎 真 一
理 事	近 藤 又右衛門
理 事	橋 本 祝 男
理 事	土 肥 了 介
理 事	島 田 義 男
監 事	久 保 慎 二
監 事	桑 森 邦 夫

この定款は、平成23年 4月 1日より施行する。

この定款は、平成25年 4月 1日より施行する。

この定款は、平成29年 4月 1日より施行する。

この定款は、平成30年 8月10日より施行する。

この定款は、平成31年 2月 1日より施行する。

この定款は、令和 4年 4月 1日より施行する。

この定款は、令和 5年 4月 1日より施行する。

この定款は、令和 7年 7月 1日より施行する。

別表（建物）

所 在	構 造	面積 (㎡)		種 別
大野市 79 字鉄砲台四 51 番地 1、53 番地 83 番地 84 番地、85 番地、86 番地 1	鉄筋コンクリート造陸 屋根 2 階建	1 階	692.87	更生施設
		2 階	470.60	
大野市 79 字鉄砲台四 87 番地、83 番地 84 番地、86 番地 1、88 番地 1	鉄骨造陸屋根 3 階建	1 階	1237.58	養 護 所
		2 階	1203.96	
		PH	27.75	
大野市 79 字鉄砲台四 82 番地、56 番地 1 81 番地 83 番地、85 番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 ぶき 2 階建	1 階	229.95	体 育 館
		2 階	54.00	
大野市 79 字鉄砲台四 55 番地、81 番地	鉄骨造陸屋根平家建		48.09	洗 濯 場 乾 燥 場
大野市 78 字鉄砲台三 19 番地 1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 ぶき 2 階建	1 階	99.30	事 務 所
		2 階	99.30	
大野市 79 字鉄砲台四 80 番地、56 番地 1 56 番地 2、57 番地 1、79 番地、81 番地	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建		596.34	養 護 所
大野市 79 鉄砲台四 59 番地	鉄骨造陸屋根 2 階建	1 階	118.20	作 業 場
		2 階	120.58	
大野市 茜町 176 番地	木造瓦葺 2 階建	1 階	149.16	居 宅
		2 階	73.02	

別表（土地）

所 在	面 積 (㎡)
大野市 79 字鉄砲台 4 の 82 番地	618.00
大野市 79 字鉄砲台 4 の 83 番地	482.00
大野市 79 字鉄砲台 4 の 58 番地	459.00
大野市 79 字鉄砲台 4 の 59 番地	528.00
大野市 79 字鉄砲台 4 の 71 番地	317.00
大野市 79 字鉄砲台 4 の 72 番地	304.00
大野市 79 字鉄砲台 4 の 73 番地	304.00
大野市 79 字鉄砲台 4 の 74 番地	317.00
大野市 79 字鉄砲台 4 の 75 番地	333.00
大野市 79 字鉄砲台 4 の 77 番地	155.00
大野市 79 字鉄砲台 4 の 78 番地	575.00
大野市 79 字鉄砲台 4 の 56 番地 1	135.00
大野市 79 字鉄砲台 4 の 56 番地 2	178.00
大野市 79 字鉄砲台 4 の 57 番地甲	314.00
大野市 79 字鉄砲台 4 の 57 番地乙	56.00
大野市 79 字鉄砲台 4 の 79 番地	277.00
大野市 79 字鉄砲台 4 の 80 番地	261.00
大野市 79 字鉄砲台 4 の 87 番地	657.00
大野市 79 字鉄砲台 4 の 88 番地 1	396.00
大野市 79 字鉄砲台 4 の 76 番地 1	737.00

社会福祉法人希望園定款細則

第 一 章 総 則

(目 的)

第一条 社会福祉法人希望園（以下「法人」という。）定款細則（以下「細則」という。）は、社会福祉法人希望園定款（以下「定款」という。）第四〇条の規定により、法人の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

第 二 章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営規則)

第二条 定款第六条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会細則において定める。

第三章 評議員会

(役員等の出席)

第三条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、必要があると認めるときは、評議員会に出席し、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

第四条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会からなる。

(招集の手続き)

第五条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項

(3) 評議員会の目的である事項に係る議案（当該事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していないものにあつては、その旨。）

2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく召集の手続きが行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする召集の通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲げる事項を定めなければならない

(招集の通知)

第六条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の 1 週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

(招集手続きの省略)

第七条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意がある時には、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨の書面により受理し、記録しなければならない。

(議 長)

第八条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から互選により選出する。

(評議員提案権)

第九条 評議員が理事に対して一定の評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の 4 週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 前 2 項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることが出来る評議員の十分の一以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、この限りではない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第一〇条 定款第十条に定める評議員会の決議事項及び決議要件の一覧は、別表 1 に記載するとおりとする。

2 議決権は書面若しくは代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第一一条 理事が議題について提案した場合において、当該議案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

第二二条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第一三条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなくてはならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該事項について説明するため調査を必要とする場合

(次に掲げる場合を除く)

① 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を法人に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合

② 当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 当該事項について説明することにより法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合
- (4) 前各号に掲げる場合の他、当該事項について説明をしないことに正当な理由がある場合

(議事録)

第一四条 評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項を記載して作成する。

(1) 通常の評議員会の事項

- ① 評議員会が開催された日時及び場所
- ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員がある場合は、当該評議員の氏名
- ④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - 監事を辞任したものが、辞任後最初に召集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
- ④ 評議員会に出席した評議員、理事、監事、法人事務局職員の氏名
- ⑤ 議長の氏名
- ⑥ 議事録署名人の氏名
- ⑦ 議事録作成者の氏名

(2) 評議員会の決議の省略の場合の事項

- ① 評議員会の議決があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした者の氏名
 - ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録には、理事長と議事録作成者が記名押印しなければならない。
- 3 議事録には、議長及び議事録署名人2名が記名押印しなければならない。
- 4 前項の議事録署名人は、評議員会の都度、出席した評議員の中から議長の指名により選任する。
- 5 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
- 6 前4項により作成した議事録は、主たる事務所は当該評議員会の日から10年間、従たる事務所は評議員会の日から5年間、備え置かなければならない。

第四章 理 事 会

(理事会の開催)

第一五条 理事会は、定款第二五条に規定する開催の他、次の事項の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と求めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に召集の請求があったとき。

- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

(招集者)

第一六条 定款第二五条第1項のとおり理事会は理事長が招集する。ただし、次の事項の場合は除く。

- (1) 定款第二五条第2項の通り、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集する場合。
- (2) 前条第1項第2号第3号および第4号により理事が招集する場合。
- (3) 前条第1項第5号により監事が招集する場合。
- (4) 理事長は、前条第1項第3号又は第5号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

(招集の手続き)

第一七条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第一五条第1項第1号による開催の場合は、第2号の事項を省略することができる。

- (1) 理事会の日時、場所
 - (2) 理事会の目的である事項
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続きを省略して、理事会を開催することができる。

(議長)

第一八条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(理事会の決議事項)

第一九条 定款第24条に定める理事会の決議事項の一覧は別表1に記載のとおりとする。

(理事による利益相反取引等の制限)

第二〇条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己または第三者のために法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己または第三者のために法人と取引をしようとするとき。
 - (3) 法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき
- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
- (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
 - (4) 取引が正当であることを示す参考資料

(5) その他必要事項

3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会に承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第二一条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第二二条 理事会の決議は、決議に加わることでできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるができない。

3 議決権は、書面若しくは代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第二三条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることでできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合はその限りではない。

(報告の省略)

第二四条 理事、監事が、理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長及び業務執行理事による自己の職務の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第二五条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第二六条 理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。

(1) 通常の理事会の事項

① 理事会が開催された日時及び場所

② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

ア 理事の請求を受けて召集されたもの

イ 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が召集されないため、その請求した理事が召集したもの

ウ 監事の請求を受けて召集したもの

エ 監事が召集したもの

③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果

④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

⑤ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容

ア 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告

イ 理事が不正行為をしたと認められるとき等における監事の報告

ウ 理事会で述べられた監事の意見

⑥ 理事会に出席した者の氏名

⑦ 議長の氏名

- ⑧ 議事録署名人の氏名
- ⑨ 議事録作者の氏名
- (2) 理事会の決議の省略の場合の事項
 - ① 理事会の決議があったものとみなされる事項の内容
 - ② ①の提案をした理事の氏名
 - ③ 理事会の決議があったとみなされた日
 - ④ 議事録作成者の氏名
- 3 理事会の議事録等は、当該理事会の日から10年間法人の主たる事務所に据え置かねければならない。

第五章 理事長等の執行権限

(理事長等の専決事項等)

第二七条 定款第二四条の定める理事長の専決事項及び定款第一七条第2項に定める業務執行理事または施設長が執行する業務は、別表2に記載のとおりとする。

第6章 監 事

(監事の選任議案)

第二八条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(調査及び差止め請求)

第二九条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事は法人の目的の範囲外の行為その他法令で若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為を辞めることを請求することができる。

(理事会への報告)

第三〇条 監事は、理事が不正な行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第七章 そ の 他

(秘密の保持)

第三一条 法人の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員及び役員等であったものは、業務上

知り得た情報の内容を第三者に漏えいし、又は不当な利益のために利用してはならない。
(改正)

第三二条 本細則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

1. この細則は、平成21年3月4日から施行する。
2. この細則は、平成23年4月1日から施行する。
3. この細則は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (定款細則 第一九条 大―〇条第1項

理事会・評議員会要議決事業一覧

	議決事項・審議事項	理事会での要議決	評議員会での要議決	
		過 半 数 の 議 決	過 半 数 の 議 決	3/2以上 の 議 決
法人運営に係る事項	定款の変更	○		○
	解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定	○		○
	吸収合併契約の承認	○		○
	新設合併の承認	○		○
	法人の業務執行の決定	○		
	評議員会の招集	○		
	理事会の招集権者とする	○		
	定款細則・経理規程・就業規則・賃金規則・監事監査規程の決定と変更	○		
	従たる事業所その他の重要な組織の設置変更および廃止	○		
	内部管理体制の整備	○		
	競業及び利益相反取引の制限	○		
	臨機の措置	理事総数の2/3		
役員に係る選任・解任	役員の選任		○	
	監事の解任			○
	理事の解任		○	
	役員等報酬に関する事項		○	
	理事長及び業務執行理事の選任・解任	○		
	重要な役割にを担う職員の選任・解任	○		
財務に関する事項	事業計画及び収支予算書等の承認あるいは決議	○	○	
	事業報告・決算書類・財産目録の承認	○	○	
	基本財産の処分	○	○	
	残余財産の処分	○	○	
	重要な財産の処分及び譲り受け	○	○	
	多額の借財	○		
	資産の管理	○		
	会計処理の基準	○		
その他	社会福祉充実計画の承認	○	○	
	役員等の責任の一部免責	○		○
	役員等の責任の免責（すべての免除）		総評議員の同意	

別表2 (定款細則第二七条)

専決事項一覧

【一般・人事に関する事案】

	事 案	理事長 専決事項	施設長 専決事項	備 考
1	法人業務の基本に関すること	○		法人運営に重大な影響があるものは除く
2	理事会・評議員会の招集及び議案の提出に関すること	○		
3	規程、規則等の制定・改廃に関すること	○		
4	予算の編成及び決算の調整に関すること	○		
5	予算の流用・予備費の支出に関すること	○		
6	設備資金の借入に係る契約で予算の範囲内のもの	○		
7	公示・公告に関すること	○		
8	寄付の募集事務及び受領に関すること	○		
9	訴訟に関すること	○		法人運営に重大な影響があるものは除く
10	債権の免除・効力の変更に関すること	○		法人運営に重大な影響があるものは除く
11	法人の組織及び権限に関すること	○		
12	職員の任免に関すること	○		施設長等法人運営に重大な影響があるものは除く
13	職員の配置に関すること		○	
14	有期契約職員の採用に関すること	○（医師）	○	
15	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること		○	※1
16	時間外勤務命令及び旅行命令に関すること		○	※1
17	職員の初任給に関すること	○		
18	職員の昇給・昇格規程に関すること	○		
19	職員の昇給・昇格決定に関すること		○	
20	休職・復職・退職・育児・介護休業に関すること	○（施設長）	○	
21	職員の表彰・制裁・解雇に関すること	○		法人運営に重大な影響があるものは除く
22	職員の人事記録及び身分証明書に関すること	○		
23	職員の諸手当に関すること		○	
24	職員健康診断の実施に関すること		○	
25	被服貸与等に関すること		○	
26	利用者の日常の処遇に関すること		○	※1
27	利用者の預り金等の日常の管理に関すること		○	
28	施設設備の保守管理・物品の修理等に関すること		○	
29	薬品・給食材料の処分に關すること		○	
30	自動車の運行管理に関すること		○	
31	官公庁に対する許認可申請及び届出に関すること	○（重要なもの）	○（軽易なもの）	法人運営に重大な影響があるものは除く
32	職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること		○	

33	職員の研修に関すること	○(施設長)	○	※1
34	諸証明に関すること		○	
35	金融機関を指定すること			

※1のうち、施設長が特に認めるものは、理事長の決裁を得て、その決裁権限を副施設長、課長主任に移譲することができる

【法人収入に関する事案】

	事 案	理事長 専決事項	施設長 専決事項	備 考
1.	支援費、運営費等の収入に関すること	○		
2	過誤納金の充当又は還付に関すること		○	
3	繰越金及び繰入金の収入に関すること	○		
4	受贈の承認・寄付に関すること	○ (10万円以上)	○ (10万円未満)	
5	その他の収入に関すること		○	

【法人収入に関する事案】

	事 案	理事長 専決事項	施設長 専決事項	備 考
1	固定資産の購入及び売却又は廃棄に関すること	○ (100万円以上)	○ (100万円未満)	
2	請負契約又は委託契約に関すること	○ (1000万円以内)	○ (300万円未満)	
3	報酬、給与、旅費、賃金、日用品等定期的支出に関すること		○	
4	分担金、負担金に関すること	○		
5	緊急を要する物品の購入（故障関係に限定）	○		

【上表取り扱いについての注意事項】

- 1 理事長専決事項については、執行後、直近に開催される理事会に必ず報告するものとする
- 2 本表の決定事項と諸規定が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする
- 3 法人収入及び支出に関する事案のうち、上記専決金額以内であっても法人運営に重大な影響があるものについては、理事長は専決せず、理事会に諮るものとする
- 4 請負又は委託については、専決であっても経理規程に基づき、入札、随意契約等を履行する